

三重県循環型社会形成推進計画(仮称)中間案に対する主なご意見と県の考え方(パブリックコメント)

参考資料1

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
<p>対応区分 ①反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていたいただくもの ②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの ③参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの ④反映は難しい:反映または参考にさせていただくことが難しいもの。(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。) ⑤その他(①～④に該当しないもの。)</p>					
<p>いただいたご意見等の取扱い ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。 ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。 ・ご意見の中に誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え、削除を行っています。 ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。</p>					
1	全般		今後の課題として「再生可能資源への移行や活用」が十分に記載されていない。	①	ご意見を踏まえ、取組方向2の「取組の方向性」に「再生可能資源への移行や活用」に関する内容を記載するとともに、施策2-2の取組「環境に配慮した製品の利用促進」の記載内容を整理しました。
2	前計画の総括:取組方向II 産業廃棄物の3Rの推進 施策2-1	38	今後の課題を「3R+R(Renewable)」に拡大して捉えることが必要だと考える。県内の企業や消費者が再生可能資源に由来するプラスチックを優先的に使用するよう自治体が働きかけることも今後の重要な施策であると考える。また、植物由来プラスチックの利用やケミカルリサイクルを拡大することは、廃棄物焼却時に発生する二酸化炭素排出量を削減することにつながると考える。	③	ご意見を踏まえ、「3R+Renewable」を捉え、「廃棄物政策を取り巻く状況」、基本理念の考え方や取組方向2の「取組の方向性」に明示するとともに、施策2-2の取組「資源ごとの循環的利用の戦略的促進」で再生可能資源の活用促進について取り組むこととします。

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
3	全般		廃棄物の処理は、適正処理が第一で、3Rの取組はその次であることから、適正処理に関する施策を充実させるべき。また、廃棄物が山になったまま放置されている場所を片づける施策を記載してほしい。	②	廃棄物の適正処理については、これまでも取組を進めてきたところであり、残された課題にしっかりと対応をしていきます。一方、現在の廃棄物行政を取り巻く情勢を踏まえ、3R+Renewableを推進していくことも重要であり、そのためには次の5年間でそうした観点から新たな取組を進めていく必要があるとの考えのもと、本計画ではそうした面を改めて強調しています。なお、「廃棄物が山となったまま放置されている場所をかたづける」ことについては、取組方向3の施策3-2「産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正」の取組「廃棄物処理の監視・指導」で記載のとおり、不法投棄等不適正処理行為者に対し、廃棄物の撤去等の改善に速やかに着手させる等、厳正な監視・指導を行います。
4	第2章 計画の目標 本県における廃棄物処理の状況：一般廃棄物、 本件における廃棄物処理の状況：産業廃棄物	14 34 35	指標や参考資料のデータを掲載してから再度パブリックコメントを実施してほしい。全国的に再生利用率はこれ以上あがらないことから、再生利用率以外の指標で評価をすべき。	③	今回、目標や参考資料のデータを添付しない形でパブリックコメントを実施しましたが、今回の結果を踏まえて年度内に計画を策定する予定としており、いただいたパブリックコメント等を踏まえ目標項目や目標数値も含めた計画案を作成し、三重県環境審議会等でご議論いただくこととしていきますので、ご理解いただきますようお願いします。なお、産業廃棄物の再生利用率については、県の取組の効果を確認するための参考として、モニタリング指標として設定し、目標は別途定めることを検討しています。
5	その他	奥付	最終ページ記載のURLにアクセスできない。	①	ご指摘を踏まえ、修正しました。 https://www.pref.mie.lg.jp/s_kurashi/kankyo/ci300000423.htm

三重県循環型社会形成推進計画(仮称)中間案に対する主なご意見と県の考え方(市町)

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	取組方向1 パート ナーシングで取り組 む3R 取組の方向性	16	市町とともに食品ロスやプラスチックごみ対策など社会的課題に取り 組む…新たなごみ処理体制の構築」とあるが、自治体ごとに処理方法 が異なる一般廃棄物処理を、どのように構築するか具体的な案はある のか。	③	食品ロスについては、市町の先進的な事例の発信したり、 学識者も交えモデル事業の実施を検討していきます。 次に、プラスチック対策については、プラスチックごみの一 括回収を見据え、その対応に向け国の動向など情報収集を 続けていきます。 第三に、廃棄物処理事業のICT化については、一般廃棄物 処理の効率化や安全性の確保に向けた技術的支援を検討し ています。 第四に、人口減少社会を踏まえ新たなごみ処理体制の構 築については、あくまでもその体制を構築するのは市町が主 体であり、県としては一般廃棄物行政を取り巻く様々な課題 に对应していきたいよう、それぞれの市町の事情を踏まえつつ、 市町の皆様とともに検討していきたいと考えています。
2	取組方向1 パート ナーシングで取り組 む3R 施策1-2 市町との 連携の推進	18	家庭ごみの有料化に取り組む旨の記載があるが、県はどのような技術 的支援を想定しているのか。市町の実情を踏まえるのであれば、当該 記載は具体的に過ぎないか。 ※意見番号6と統合	①	ごみ処理の有料化に関しては、有料化を取り巻く状況について て分析を行っていく予定であり、具体的な技術的支援を想定 できていないことから、ご意見を踏まえ施策1-2の当該記述 内容については、行政連絡会議で横展開する一般廃棄物の 3Rに関する事例の一つとして記述しました。
3	取組方向1 パート ナーシングで取り組 む3R 施策1-2 市町との 連携の推進	18	紙おむつのリサイクルは実証段階であり、国の調査では当該リサイク ルに前向きな回答は少ないなか、県は将来性があると考えているの か。排出時や収集時の負担等、十分に精査し考慮されたい。 たい。	③	国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推 計人口(平成30年推計)によると、三重県における総人口に 占める65歳以上の割合は、令和2(2020)年の30.1%か ら、令和7(2025)年に31.2%、令和12(2030)年には 32.6%と増加の一途を辿ります。このように、今後高齢化が 進むなかで、例えば、現状では紙おむつのリサイクルに対して 前向きな基礎自治体の数は少ないようですが、将来の課題 の一つであると認識しています。紙おむつのリサイクルも含 め、将来の課題について関係市町や事業者の皆様とともに取 組を検討していきたいと考えています。
4	取組方向1 パート ナーシングで取り組 む3R 施策1-2 市町との 連携の推進	18	プラスチックごみの一括回収は課題が山積している。県が一括して対 応可能な施設を設置するのであれば自治体も対応を検討するかもし れないが、資源化事業者の確保も含め、排出時の分別、収集等すべて のプロセスを市町が担うということを十分理解のうえ検討されたい。	③	プラスチックの更なる資源循環が課題であるなか、プラスチック にかかる資源循環の促進等に関する法律も制定される予 定であるため、県としては円滑に制度に対応できるようにして いきたいと考えています。つきましては、ご意見にある市町の 負担や企業の技術的課題を踏まえ、市町の皆様と共に検討 するとともに、必要に応じ国への働きかけを行っていきたくい と考えています。

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
5	取組方向1 パート ナーシングで取組 む3R 施策1-2 市町との 連携の推進	1	新しいビジネスモデルの創出などが示されているが、これらはすべて環境部局で対応するのか。これを受けた市町としては、部局間での調整が難しいと考えるがいかがか。	③	循環関連産業の育成・支援に係る施策は、雇用経済部とも連携しながら廃棄物対策局を中心に取組んでいきたいと考えられています。市町の皆様とは、各市町の実情を踏まえ可能な取組について連携させていただきたいと考えています。
6	取組方向1 パート ナーシングで取組 む3R 施策1-2 市町との 連携の推進	18	小型家電の有償取引額が安定しないなか、既存制度の活用による資源循環は難しいなか、この回収体制の取組を進めるとあるが、いかか。	①	小型家電の取組は循環型社会を構築を進めるうえで大変重要であると考えています。一方、小型家電に内在する貴金属などの資源価格が変動していること、資源化事業者への逆有償による引き渡しになる可能性があること等の市町の負担を考慮し、取組を進めることが重要であるとと考えています。なお、本計画における当該記述はこのような状況を踏まえ削除することとします。
7	取組方向4 廃棄物 政策を通じた社会的 課題の解決 施策4-2 食品ロ ス対策の推進	29	フードバンク活動団体等とICTを活用した連携との記載について、食品の取り扱いは、食品衛生法など規制が多い。環境部局として、廃棄物にならないための意識づけや廃棄物となった場合の適正処理の推進が第一であり、また、市町は日々ゴミ処理を最優先で行っていることから、福祉分野まで環境部局が手を広げるのは難しいと考えるがいかがか。	③	食品廃棄物については、適正処理の推進に加え、そもそも食品ロスを発生させないよう取組むことが重要であると考慮されています。なお、食品提供事業者とフードバンク活動団体等との間で未利用食品の提供をマッチングするシステムの運用等に関する取組については、廃棄物対策担当部局と福祉担当部局が連携して食品ロス削減の観点から取組むものです。

第3回三重県環境審議会三重県廃棄物処理計画部会における意見と対応状況

参考資料2

委員	意見（要旨）	回答（要旨）	対応状況
1 堀川委員	県民の大半がSDGsを知らないと思料される。啓発活動の推進を取組に入れてはどうか。	啓発活動は重要であると認識しているが、現状様々な施策に散りばめられているため、項目を設定する方向で検討する。	施策1-1の主な取組「関係機関との連携による啓発活動」において、「事業者や団体、国、市町等様々な主体との連携により啓発の効果を高める」旨記載。
2 百瀬委員	①民間で行っている資源循環の取組について、自治体と連携すると大きな力になると考える。 ②食品リサイクルについて、食べられる食品が必要な方に届くような仕組みづくりを一緒に考えたい。 ③社会的課題と廃棄物処理の同時解決を強調すると、より県民の方々に届くと思う。	①民間が作ったリサイクル製品のPRや資源循環に係る事業者のマッチングはやっていきたい。 ②未利用食品の活用について、安全管理が課題であるものの仕組みづくりを検討している。	①施策2-2において、認定リサイクル製品以外のリサイクル製品についてもPRを行い、活用を促進する。 ②施策4-2において、未利用食品を活用する仕組みづくりについて取り組む。 ③基本理念において、県内における循環関連産業の振興が社会的課題の解決に貢献する旨記載。
3 安川委員	プラスチックは非常に多くの種類があり、リサイクルの難易や手法など樹脂によって様々。プラスチック樹脂をモノマーまで戻す技術は20年前に完成したが、目の目を見ない。	プラスチックをどう回収し、リサイクルしたものをどう使用するかが課題。事業者と連携し取組を進めていきたい。	ご意見を踏まえ、施策4-1で今後しっかりと取り組む。
4 吉住委員	県と市町と取組の方向性は同じだと思う。	一緒に連携できる市町と取組を進めていきたい。	ご意見を参考に、市町と連携し取組を進める。
5 小川（和）委員	事業者と行政が連携することで住民の意識醸成を育むことが重要。	県と市町が連携して情報発信をしていきたい。	施策1-1の主な取組「関係機関との連携による啓発活動」において、「事業者や団体、国、市町等様々な主体との連携により啓発の効果を高める」旨記載。
6 小川（喜）委員	①自分が住んでいる自治体はプラスチックを可燃ごみとしている。県は市町のごみ処理の方法について指導等をすのか。 ②コロナ禍で作業員の罹患によりごみの収集が停止しないようにする必要はあるが、県はどのように考えているのか。	市町それぞれで考え方が異なるが、県としては天然資源の消費抑制やリサイクルの高度化を促進したい。	①市町との行政連絡会議や意見交換を通じて情報提供、情報共有を図る。 ②ご意見を踏まえ、施策3-1で今後しっかりと取り組む。

委員	意見 (要旨)	回答 (要旨)	対応状況
7 小林委員	食品ロスの削減に向け、草の根的な運動が重要だと考えている。年齢に拘らず食べ物を残してはいけない。身近なことから伝えていきたい。	市町へのアンケート結果からも、食品ロスの取組は途上だと考えられる。市町への啓発を一緒にやっていただきたらと思う。	ご意見を参考に、市町と連携し取組を進める。
8 穴倉委員	①食品ロスに関する取組について、国、県、市町の足並みが揃っていない。同じことをばらばらにやっている中で、連携してはどうか。 ②ごみ分別について県が統一的な見解を示し、指導してはどうか。	①食品ロス対策について、県と市町が一体的に取り組むことで効果が高まると考えられる。 ②市町のごみ分別については、県が指導するというより住民が市町に声をあげることが重要。ただし、県は情報提供等は行っていく。	①施策 1 - 1 の主な取組「関係機関との連携による啓発活動」において、「事業者や団体、国、市町等様々な主体との連携により啓発の効果を高める」旨記載。 ②施策 1 - 2 において、市町との行政連絡会議や意見交換を通じて情報提供、情報共有を図る。
9 花嶋委員	①これからは、トータルで温室効果ガスの排出量を削減していく必要があるため、温室効果ガスの削減を目標のひとつとしてはどうか。 ②食品リサイクルを事業者と進めるには、焼却の方が安価なため、処理料金も気にする必要がある。 ③災害廃棄物について、災害時においても廃棄物を資源として循環させることを考える必要がある。 ④5年間の計画であるので、高濃度 P C B 廃棄物の処理期限を明記してはどうか。 ⑤「不法投棄を許さない」について、その理念には賛同するが、表現がきつくないか。	①ご意見を踏まえて検討したい。 ②食品リサイクルの促進に向け、事業者と考えていきたい。 ③災害廃棄物の資源循環も重要であると考えている。ご指摘を踏まえ、検討していきたい。 ④高濃度 P C B の処理期限を記載したい。 ⑤「不法投棄を許さない」という表現については最終案までに検討したい。	①本計画の目標は、県の取組の成果を表す指標として、施策毎に設定した。 ②施策 4 - 2 において、事業者や市町等と連携して食品廃棄物リサイクルループの構築に向けたモデル取組等を実施する。 ③施策 3 - 4 の主な取組「災害廃棄物の処理体制の整備」において、「リサイクルを見据えた仮置場における分別方法や資源化・処理方法などを検討し、必要な対策を講じる」旨記載。 ④施策 3 - 1 の主な取組「P C B 廃棄物の適正処理の推進」において、P C B 廃棄物の処理期限を低濃度 P C B 廃棄物を含め記載。 ⑤施策 3 - 2 の主な取組名を「不法投棄等の防止に向けた取組の推進」に改めた。
10 酒井委員	記載されている取組について、マイルストーンが明確になっていないと、県民にとって、いつ何をするのかわかりやすいと考える。	別添の資料でロードマップを示すことは可能だと考える。	本計画とは別に必要に応じてロードマップの作成を検討する。
11 百瀬委員	目標値は、市町の積み上げか、県が示したうえで市町に按分するのか。	一般廃棄物の目標値について、コントロールできないため、モニタリング指標として設置できないか検討している。市町に目標を割り当てるのは難しいが、取組の方向性を共有し、ともに取組を進めていきたい。	1人1日あたりのごみ排出量や資源化率等については、県の取組如何に関わらず変動するものであるため産業廃棄物の排出量等と併せてモニタリング指標とし、令和7年度の数値については目安とした。

委員	意見(要旨)	回答(要旨)	対応状況
12 酒井委員	①目標項目のイメージは。 ②目標は次回の部会で議論するのか。	①すべての取組に対し目標項目を設定せず、代表的な指標を数値で示したい。 ②目標は次回、最終案をお示しする際に示すが、できるだけ事前に委員にご意見を伺いにいきたい。	①施策毎に目標項目を設定した。なお、本計画の目玉となる施策(2-1、4-1、4-2)については目標項目を2つ設定した。 ②目標項目の検討に時間を要したため、事前に伺うことはできなかったが、今回いただいたご意見を踏まえ検討し、書面等で協議させていただきたい。
13 堀川委員	2030年の二酸化炭素排出量30%削減は、この計画に反映するのか。	地球温暖化対策の計画を別で策定しており、そちらで対応する。	「三重県地球温暖化対策総合計画」は令和3年3月の策定に向け別で作業しており、そちらと連携しながら本計画の策定作業を進める。
14 花嶋委員	ごみの分別促進の名の下に、女性だけが頑張ることのないよう、目標5のジェンダーギャップについても検討してもらいたい。	-	施策5-2の主な取組「ICTを活用した環境整備」において、「ごみの分別や減量化の取組に子どもから大人、外国人など誰もが参加できるような環境づくりを推進」する旨記載。
15 安川委員	サーマルリサイクルはリサイクルとして認めるのか。	サーマルリサイクルを否定しない。リサイクルについては、リサイクルをする主体それぞれがより環境負荷が低く、付加価値の高いものをめざすよう取り組みたい。	リサイクルをする主体それぞれがより環境負荷が低く、付加価値の高いものをめざすよう取り組みたい。

三重県環境審議会三重県廃棄物処理計画部会委員

氏名	所属・役職
おがわ かずゆき 小川 和之	株式会社ファミリーマート 中日本エリア本部 西東海リージョン 営業業務グループ
おがわ きみこ 小川 喜美子	一般社団法人三重県産業廃棄物協会 理事 (塩浜運送株式会社 代表取締役)
かたの のりゆき 片野 宣之	一般社団法人三重県清掃事業連合会 会長 (有限会社三功 代表取締役社長)
こばやし さよこ 小林 小代子	三重県食生活改善推進連絡協議会 会長
さかい としのり 酒井 俊典	三重大学大学院生物資源学研究科 教授 (部会長)
ししくら ひであき 宍倉 秀明	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議 会長
たけだ あきのり 武田 晴典	三重県産業廃棄物対策推進協議会 (旭化成株式会社 製造統括本部鈴鹿製造所 環境安全部 部長)
にしむら どうぶ 西村 統武	マックスバリュ東海株式会社 総務部 部長
はなしま あつこ 花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授 (部会長代理)
ほりかわ かつよし 堀川 勉良	井村屋株式会社 取締役 生産技術部長
ももせ のりこ 百瀬 則子	一般社団法人中部SDGs推進センター 副代表理事
よしずみ みちひろ 吉住 充弘	三重県清掃協議会 (津市環境部環境政策課 課長)

三重県環境審議会条例（抄）

（設置）

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

（委員）

第三条 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者、県議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第四条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数が決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第六条 審議会に、環境の保全に関する専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（部会）

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員がこれを互選する。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者のうちからあらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

（幹事）

第八条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、知事が指定する部内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。